

Title	オーストラリア植民地への囚人移民史：1788年-1840年
Sub Title	Convicts to Australia : 1788-1840
Author	竹内, 真人
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1999
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.2 (1999. 7) ,p.435(195)- 455(215)
JaLC DOI	10.14991/001.19990701-0195
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19990701-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オーストラリア植民地への囚人移民史： 1788年-1840年*

竹内真人

はじめに

イングランドとウェールズにおける犯罪件数がすでに18世紀後半期から増加し、19世紀に入っても、たとえば1805年の4605件から1848年の3万349件へと急増したという事実は、産業革命期の英国において、「犯罪」が極めて深刻な「社会問題」であったことを示している。⁽¹⁾ 事実、かつての囚人移送地であったアメリカ植民地を1776年に失った英国政府は、犯罪の増加と共に囚人が増え続けることを「苦慮」していた。⁽²⁾ 英国政府は1786年、オーストラリア植民地を新たな囚人移送地として選定し、囚人移送を再開したが、その後、1788年から1868年までの間に約16万人もの囚人をオーストラリア植民地へ移送した。⁽³⁾ 比率からみても、1811年から1827年までの有罪判決総数のうち、移送囚人数は31%に相当していた。⁽⁴⁾ オーストラリア植民地への流刑は英国司法において極めて重要な構成要素であったといえよう。

本稿では、オーストラリア植民地の人口の過半数を囚人が占めていた1840年までの時期を対象にして、⁽⁵⁾ 流刑囚人に関するこれまでの研究で争点となっている以下の二つの問題を考察する。⁽⁶⁾

* 本稿作成にあたり、慶應義塾大学経済学部松村高夫、矢野久両教授から研究指導を、オーストラリア・ウォロンゴン大学のJ. S. Hagan教授から資料収集上の助言を頂いた。ここに深く謝意を表したい。

- (1) アイルランドの犯罪件数も1826年時点の16141件から1836年時点の23894件へと増加した。Rudé, G. (1978), pp. 14, 30. なお、犯罪史研究は社会史の主要な研究領域であり、その多様な研究動向については、矢野（1989）、栗田（1990）を参照せよ。
- (2) Clark, C. M. H. (1986), 訳11-3頁；Blainey, G. (1982), 訳16-35頁参照。
- (3) Bateson, C. (1959), pp. 379-80. なお、当時の英国領オーストラリア植民地はニュー・サウス・ウェールズとヴァン・ディーメンズ・ランド（現タスマニア）であった。
- (4) 死刑減免によって流刑になった囚人を含む。Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 140-1.
- (5) Butlin, N. G. (1985), p. 13.
- (6) オーストラリア植民地に送られた囚人に関する研究動向紹介としては既に、原（1997）がある。

第一は、流刑囚人の起源に関する問題である。古くは、囚人を「反体制的運動家」と捉えるハモンド夫妻の研究があったが、最近では、囚人を「ならず者」や「売春婦」という「職業的犯罪集団」とみなす研究が主流となってきている。M・クラーク、L・L・ロブソン、A・G・L・ショウらの研究が挙げられる。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

第二は、オーストラリア植民地社会の捉え方に関する問題である。これまでの研究では、初期オーストラリア植民地を「流刑地」と捉える見解が通説であった。⁽⁹⁾ それに対し、J・B・ハーストとS・ニコラスは、オーストラリア植民地は初発から、囚人が英国労働者よりも良い生活を享受する「自由社会」であったという見解を展開している。⁽¹⁰⁾

本稿では、第一章で流刑囚人を「反体制的運動家」と捉えるか、それとも「職業的犯罪集団」と捉えるかという流刑囚人の起源に関する問題を、第二章と第三章でオーストラリア植民地を初発から「自由社会」と捉えうるか否かという問題を解明する。その際、筆者が主に依拠する一次資料は、シドニー市のミッチェル・ライブラリーが所蔵する22冊の囚人回想録である。⁽¹¹⁾ これらの回想録の一部は既に先行研究でも使われてきたが、そこで使われた回想録は主として社会的上層に位置する囚人の回想や実在が疑わしい囚人の回想の方へと極めて偏っていた。そこで本稿では、これまで充分な考察対象とならなかった囚人の回想録を重視しつつ、考察を始めることとする。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

第一章 流刑囚人の起源

オーストラリア植民地に移送された囚人の起源に関する先行研究を回顧すると、囚人を「反体制的運動家」と捉える説と「職業的犯罪集団」と捉える説とが鋭く対立していたことが分かる。ハモンド夫妻とG・リュエデは囚人を「反体制的運動家」と捉えたのに対し、⁽¹⁵⁾ M・クラーク、L・L・ロ

(7) Hammond, J. L. & B. (1978).

(8) Clark, C. M. H. (1956); Robson, L. L. (1965); Shaw, A. G. L. (1966).

(9) 通説支持者の文献として、Clark, C. M. H. (1986) 参照。

(10) Hirst, J. B. (1983), pp. 24, 39, 81, 82, 102; Nicholas, S. (1988), pp. 8-9, 11-2.

(11) 著者が収集した囚人回想録は28冊であるが、そのうち回想録で記述された時期が本稿対象時期よりも後のもの、Cozen, C. (1848); Derricout, W. (1899); Frost, J. (1856); Gates, W. (1850); Mortlock, J. F. (1965); Prieur, F. X. (1949) を除く。囚人回想録の収集にあたり、Conlon, A. (1969); Walsh, K. & Hooton, J. (1993) 参照。

(12) Holt, J. (1988); Knatchbull, J. (1963); Vaux, J. H. (1819). これらの囚人の経歴について Pike, D. (1966), vol. 1, pp. 550-1; vol. 2, pp. 65-6, 552-3 参照。

(13) Barrington, G. (1795; 1800); Connor, J. (1845); Mellish, -. (1825); Reilley, B. (n.d.).

(14) Conlon, A. (1969), p. 43. 最近になってようやく、Hughes, R. (1987), pp. xiv-xv がこれらの回想録にも注意を払い始めた。

(15) Hammond, J. L. & B. (1978); Rudé, G. (1978).

ブソン、A・G・L・ショウらは「職業的犯罪集団」と捉えた⁽¹⁶⁾。本章の課題は、囚人を「反体制的運動家」とする説と「職業的犯罪集団」とする説との検討を通じて、オーストラリア植民地に送られた囚人の社会的出自を再考することにある。

「農村の反体制的運動家がボタニ湾の海岸で眠る」と今世紀初頭にハモンド夫妻が叙述してから⁽¹⁷⁾、流刑囚人の社会的出自はエンクロージャや苛酷な刑法の犠牲になった農業労働者と捉えられてきた。しかし、1956年にM・クラークがハモンド夫妻の古典的見解を「幻想」であると批判すると⁽¹⁸⁾、従来の流刑囚人観は一変し、囚人は「職業的犯罪集団」と把握されるようになった。なぜ「反体制的運動家」から「職業的犯罪集団」へと流刑囚人観が転換したのだろうか。

流刑囚人を「職業的犯罪集団」と捉える研究者たちは、囚人の個票を数量的に分析することで、英国での流刑囚人の「経歴」に関する次のようなデータを提示した⁽¹⁹⁾。①囚人の平均年齢は26歳で、約75%の囚人が独身であった。②囚人の犯罪の8割が都市での窃盗であるのに対し、ラダイツヤトルバドル殉教者のような「政治犯」は囚人全体の約1%であった。③囚人の約半数が前科持ちで7年間の刑期を、4分の1が終身刑を受けていた。④囚人の職業からみると、大多数が都市出身の不熟練労働者であり、農業労働者および都市の熟練労働者は少数であった。⑤女囚は囚人全体の15%を占めるにすぎなかった。⑥出身地域からみると、3分の2がイングランド、3分の1がアイルランド、極少数がスコットランド出身であった。こうした囚人の「経歴」に関するデータから、流刑囚人を「職業的犯罪集団」と捉える研究者たちは、ハモンド夫妻がいう「反体制的運動家」、つまり政治的犯罪を犯した農業労働者の囚人が少数であり、大多数の囚人が都市で窃盗を繰り返した若年層の不熟練労働者であると主張したのである。

「反体制的運動家」の囚人が少ないという評価に対し、G・リューデは1978年にハモンド夫妻の古典的見解を継承する研究を発表した。しかし、彼の結論は「反体制的運動家」以外の「窃盗犯」が多いという相手方の見解をも認めるものだった⁽²⁰⁾。その原因はリューデが「反体制的運動家」の囚人を狭く限定して捉えたことにある。リューデは、「個人的行為」である窃盗と「集団的行為」である「抗議運動」とを区別した上で、「抗議運動」を犯した囚人を析出しようとした。その結果、彼は「反体制的運動家」の囚人を流刑囚人全体の約2%に相当する3600名に限定するに至ったのである⁽²¹⁾。このようなリューデの結論は流刑囚人を「職業的犯罪集団」とみなす説にとって極めて有利であったといえよう。

(16) Clark, C. M. H. (1956); Robson, L. L. (1965); Shaw, A. G. L. (1966).

(17) Hammond, J. L. & B. (1978), p. 175.

(18) Clark, C. M. H. (1956), p. 325.

(19) Clark, C. M. H. (1956), pp. 130, 132; Robson, L. L. (1965), p. 9; Shaw, A. G. L. (1966), pp. 152, 182.

(20) Rudé, G. (1978), p. 247.

(21) Rudé, G. (1978), pp. 1-10.

一方、M・クラークが窃盗を犯した不熟練労働者の囚人を「職業的犯罪集団」と同一視し⁽²²⁾、L・L・ロブソンとA・G・L・ショウが「職業的犯罪集団」の囚人が多いというクラークの見解を支持すると⁽²³⁾、流刑囚人は「職業的犯罪集団」と把握されるようになった。しかし、窃盗を犯した不熟練労働者の囚人を「職業的犯罪集団」と同一視することは妥当であろうか。

そこで、窃盗を犯した不熟練労働者の囚人を「職業的犯罪集団」と同一視する見解の史的根拠をみることにしよう。史的根拠とされているのは、同時代の中・上流階級の人々の観察である。その一つは社会調査家H・メイヒューが1861年に刊行した『ロンドンの労働と貧困』である。たしかにメイヒューはその著書の中で窃盗を犯した人々を「職業的犯罪集団」と捉えた。しかしながら、メイヒューの把握の根拠は、「犯罪者」の犯罪性向を強調する1839年度の警視總監の報告である⁽²⁴⁾。この支配階級の道徳観に基づいて、メイヒューは窃盗を犯した不熟練労働者を「職業的犯罪集団」とみなしたのである。

また、ロンドンの警察裁判所判事P・コフーンの観察もまた「職業的犯罪集団」の存在を裏付ける史料の一つである。コフーンは18世紀末のロンドンで約5万人もの「売春婦」が暮らしていたとみなしていた。しかし、「売春婦」と呼ばれた人々の多くは、婚姻税を支払わずに同棲していた家政婦であった⁽²⁵⁾。コフーンもまた中・上流階級の道徳観に基づいて、同棲中の家政婦を「売春婦」と呼んだのである。

このように、「職業的犯罪集団」概念はメイヒューやコフーンのような中・上流階級の道徳観の反映であるといえ、18世紀末から19世紀初頭の英国で「職業的犯罪集団」という実体が存在したかどうかは疑わしいのである⁽²⁶⁾。

したがって、窃盗を犯した不熟練労働者の囚人を「職業的犯罪集団」と同一視することは困難であろう。それでは、流刑囚人の起源をどう捉えればよいのだろうか。むしろ重要なことは、G・リューデによって限定された「反体制的運動家」という流刑囚人観を、窃盗を犯した不熟練労働者をも含む労働階級へと拡大して捉えることであろう⁽²⁷⁾。その意義は二つある。

(22) Clark, C. M. H. (1956), p. 314.

(23) Robson, L. L. (1965), pp. 157-8; Shaw, A. G. L. (1966), p. 164.

(24) メイヒューの観察について、Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 150-1を参照。

(25) Sturma, M. (1978), pp. 6-7.

(26) Hughes, R. (1987), p. 174も、流刑囚人を「職業的犯罪集団」と同一視する謬見を示した。たしかに囚人の回想録の中には職業的犯罪者によるもの、King, C. A. (1850); Solomons, I. (n. d.)も存在した。Arch. NSW, Reel 908, X 639, pp. 143-4; Pike, D. (1966), vol. 2, pp. 457-8. しかし、これらの犯罪者は囚人全体の極少数であり、「集団」と呼びうるかどうか極めて疑わしい。「職業的犯罪集団」の存在に対し、否定的な見解を提示したものとして、Philips, D. (1977), p. 286-7; Rudé, G. (1985), pp. 125-6参照。

(27) Nicholas, S. (1988), pp. 7-8, 10も、Neal, D. (1991), pp. 48-9も、流刑囚を「普通の労働階級」と捉える見解を示している。

第一は、これまで「農業労働者」と「都市労働者」、あるいは「熟練労働者」と「不熟練労働者」とに分けて捉えられていた流刑囚人の社会的出自が労働階級全体の中で一括して捉えられる点である。たしかにH・メイヒューは『ロンドンの労働と貧困』の中で「勤勉」で「正直」な熟練労働者と「怠惰」で「不道德」な不熟練労働者とを区別すべきであると主張したが⁽²⁸⁾、しかし、19世紀初頭の英国で「熟練労働者」と「不熟練労働者」とを分かつ基準が存在したことは疑わしく、両者の境界は流動的であった⁽²⁹⁾。メイヒュー自身が労働者を観察したのは、19世紀半ばであり、19世紀初頭ではないという事実⁽³⁰⁾、また、産業革命期には農村と都市の間で労働人口の移動が活発であったことを考慮すると、「農業労働者」と「都市労働者」とを厳密に区別することも困難であろう⁽³¹⁾。

第二は、「職業的犯罪集団」という流刑囚人観の下では問われなかった流刑囚人の犯罪の社会的動機や国家権力との関係を捉えることが可能になることである。

G・リュージェは、囚人が犯した窃盗を「生存のための」犯罪と捉え、貧困あるいは失業が窃盗の経済的動機であることを確認した⁽³²⁾。窃盗の原因として経済的困窮を指摘することは、もちろん重要である。19世紀初頭の英国治安判事R・バーニーの証言によると、窃盗の主要な原因は「失業」であり⁽³³⁾、一方、トルパドル殉教者として知られた農民で、労働組合を結成した罪で1834年に流刑されたG・ラプレスは、経済的に困窮した労働者が選ぶべき道は「盗むか、飢え死ぬか」しかなかったことを指摘している⁽³⁴⁾。

しかし、窃盗の社会的動機も見落とすべきではないだろう。リュージェは、「抗議運動」を変革への目的意識がある「集団的行為」に限定し、窃盗を「抗議運動」と無関係な「個人的行為」と捉えたが⁽³⁵⁾、流刑囚人が犯した窃盗は伝統的慣習という民衆の規範に基づく社会的行為でもあった点を看過してしまった。小麦およびトウモロコシの窃盗容疑で1813年に流刑判決を受けた囚人のS・ダンヒルは、窃盗行為が「慣習」として「承認」されており、それらの行為を間違ったものと捉えなか

(28) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 150-1.

(29) 19世紀初頭の英国で「熟練労働者」と「不熟練労働者」とが未分化だったと主張する文献として、Hobsbawm, E. J. (1964), 訳250-3頁参照。なお、Thompson, E. P. (1963), pp. 262, 266は、H・メイヒューの19世紀半ばの観察を用いて、19世紀初頭の英国でも「不熟練労働者」と区別しうる「熟練労働者」が存在したと主張し、Nicholas, S. (1988), pp. 98-108は流刑囚人の社会的出自をこの「熟練労働者」と同一視したが、謬見を含む。

(30) Thompson, E. P. & Yeo, E. (1971), p. 51.

(31) 「農業労働者」と「都市労働者」との区別が困難なことを示したものとして、Butlin, N. G. (1985), p. 28参照。

(32) Rudé, G. (1985), pp. 78-85.

(33) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 155.

(34) Loveless, G. (1837), pp. 24, 26; *Tas. Arch.*, CON 23/2, 18/22, 31/28.

(35) Rudé, G. (1985), pp. 85-6; Rudé, G. (1978), pp. 2-3.

ったと述べている。⁽³⁶⁾つまり、ダンヒルは窃盗を伝統的慣習に基づく正当な行為として認識していたのである。その意味で流刑囚人が犯した窃盗は、経済的困窮に対する単なる受動的反応ではなく、⁽³⁷⁾支配階級に対する社会的抗議運動の一形態であったといえよう。

一方、支配階級は産業革命期を通じて、社会的抗議運動を行った労働階級に対する抑圧を強化していた。なかでも、1820年代に英国内務大臣 R・ピールが実施した一連の刑法改革が重要である。ピールは1826年に訴訟手続きの簡素化を目的とする刑事裁判法を、更に1829年に首都ロンドンに初めて警察制度を導入する首都警察法を制定し、国家権力をより効率的かつ組織的なものへと強化したのである。⁽³⁸⁾その結果、社会的抗議運動を行った多くの労働階級の人々が起訴されて流刑になった。先述の S・ダンヒルは治安官が暴動を鎮圧し、多くの「略奪者」を根絶やしにしたことを観察しているし、⁽³⁹⁾1837年に機械窃盗罪で流刑になった J・リングードは告訴人の意図的な機械隠蔽工作によって流刑判決を受けたと供述している。⁽⁴⁰⁾更にニュー・サウス・ウェールズで暮らした経験を持つカトリック信徒の R・テリーは、アイルランド出身の囚人の多くが、反乱法や夜間外出禁止令という強制立法によって流刑になった反乱農民であったと述べている。⁽⁴¹⁾

このように、オーストラリア植民地に送られた流刑囚人は、広義の社会的抗議運動を行った労働階級の人々、すなわち広い意味での「反体制的運動家」であり、また、産業革命期を通じて強化された国家権力の犠牲者でもあったのである。

一方、極少数であったとはいえ、地主階級出身の囚人も存在した。⁽⁴²⁾その職業は会計士、法律家、⁽⁴³⁾医師、司祭などであった。例えば、法律家で地主の子息であった E・イーガーは偽造紙幣を使用した罪でシドニーに流刑されたし、⁽⁴⁴⁾また、建築家であった F・グリーンウェイも公文書偽造の罪でシドニーに流刑されている。⁽⁴⁵⁾労働階級の囚人と地主階級の囚人という社会的出自の違いは、後に述べるように、植民地での処遇の違いとしても現れていたものであり、囚人の起源を考察するには、「反体制的運動家」か「職業的犯罪集団」かという議論よりも重視されてしかるべき要素と考えられる。

(36) Dunhill, S. (1834), pp. 16-7; Conlon, A. (1969), p. 80.

(37) モラル・エコノミー概念について、Thompson, E. P. (1971), pp. 78-9 参照。

(38) Gatrell, V. A. C. & Lenman, B. & Parker, G. (1980), p. 156; Rudé, G. (1985), pp. 89-101.

(39) Dunhill, S. (1834), pp. 49-50. ダンヒルの家族のほぼ全員が流刑によって離散した。Dunhill, S. (1834), pp. 53-7.

(40) Lingard, J. (1846), pp. 5-6; Arch. NSW, Reel 908, X 639, pp. 65-6.

(41) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 160.

(42) Buckley, K. & Wheelwright, T. (1988), p. 51.

(43) Jupp, J. (1988), p. 31.

(44) Pike, D. (1966), vol. 1, p. 343; Arch. NSW, Reel 393, 4/4004.

(45) Pike, D. (1966), vol. 1, p. 470.

第二章 英国から植民地への囚人輸送

既述したように、オーストラリア植民地が「自由社会」であったとする説は、囚人が植民地で英国よりも良い生活を送っていたとみなし、それゆえ、流刑が英国での「犯罪抑止策」にならず、囚人の「道徳的矯正策」にもならなかったと主張する。本章では、本稿で対象とする時期のオーストラリア植民地が「自由社会」であったか否かを考察する。主として囚人の回想録をもとに、まず囚人船での囚人の状態を検討し（第二章）、その上で次章で植民地での囚人の状態を解明する。

初期の囚人船でみられた囚人の大量死を懸念していた英国政府は、生産的な労働力を大量に植民地に導入するという経済的観点を重視し、そのために、囚人船に医師を配置し、囚人の健康を管理させた。囚人船の監督医が、搭乗時に囚人を診察し、伝染病に感染した囚人の乗船を拒否したのも、航海中の水と食糧の供給量を日誌に記録したのも、さらに、出港後に囚人の足かせを外し、甲板に囚人が出ることを許可したのも、すべてはそうした経済的観点に基づく政策であったといえよう。⁽⁴⁶⁾ 元囚人で医師の W・レッドファーンも、囚人の身体を清潔に保ち、囚人に十分な衣服を与え、囚人船の船室を消毒することなどを1814年に提案している。⁽⁴⁷⁾

なるほど、こうした政策の結果、囚人の大量死が減少し、囚人輸送数が増加した。⁽⁴⁸⁾ ノッティンガムの絹織布工であり、フレーム破壊の罪で流刑された囚人の J・スレイター⁽⁴⁹⁾ は、ラーキンス号という囚人船での航海が極めて「健康的」であり、全囚人のうち3人しか死ななかった、と述べている。⁽⁵⁰⁾

しかしながら、囚人船での囚人の生活は実際には極めて劣悪であった。英国で流刑判決を受けた囚人は囚人船への乗船時に衣服を支給されたが、毛織りの仕事着、シャツ、ズボン、ストッキング、ハンカチ、帽子、靴がそれぞれ一つずつというありさまであった。⁽⁵¹⁾ また、囚人船には可能なかぎり多くの囚人が詰め込まれたので、⁽⁵²⁾ 囚人に与えられた寝台の幅はわずか18インチであった。⁽⁵³⁾ G・ラブレスによれば、僅か5フィート6インチ四方の船室に6人もの囚人が押し込められたため、横たわ

(46) Bigge, J. T. (1822), pp. 2, 3, 6, 9.

(47) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 27-8; Pike, D. (1966), vol. 2, pp. 368-71.

(48) Bigge, J. T. (1822), p. 1. 主に1815年以降に生じた囚人輸送数の増加は、英国の社会経済状況の悪化と警察力の強化、および1800年以降の英国とアイルランドの関係悪化という原因によるものであった。Butlin, N. G. (1985), p. 1.

(49) Slater, J. (1819), p. 12; Rudé, G. (1978), pp. 126-7; Arch. NSW, Reel 394, 4/4005.

(50) Slater, J. (1819), p. 3.

(51) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 28.

(52) Loveless, G. (1837), p. 20.

(53) Bigge, J. T. (1822), p. 6.

って眠ることさえできなかった。⁽⁵⁴⁾食糧については、囚人船には大量の水が搭載されたのに対し、食糧配給は少なかった。⁽⁵⁵⁾英国出港時に囚人は衣服などの備えを囚人船に積み込んだが、しばしば水夫がそれらを盗用したし、監督医が管理すべき囚人用食糧は、強欲な船長によって抜き取られ、悪質な食糧で代用された。⁽⁵⁶⁾トルパドル殉教者で農場使用人であったJ・スタンフィールドは、サリー号での食事が少量かつ悪質であったことを回想している。⁽⁵⁷⁾また監督医や船長は、囚人船内の水不足や水質の悪化を口実にして、リオ・デ・ジャネイロなどに途中停泊して砂糖やタバコを購入し、ニュー・サウス・ウェールズやヴァン・ディーメンズ・ランドで投機的に売却した。王立委員長ビッグは、囚人船が途中停泊して航海日数が増えると、死亡する囚人数も増えたことを観察している。⁽⁵⁸⁾

トルパドル殉教者が経験したように、そういう苛酷な輸送条件が囚人船内での病気の発生源でもあった。⁽⁵⁹⁾女囚船マリア号の監督医であったT・プロザーは、女囚が風邪によるリュウマチで吐血したり、大多数が下痢による腹痛で衰弱していたと述べている。⁽⁶⁰⁾また、オーストラリアへの囚人流刑に関する王立委員長であったJ・T・ビッグは、大都市出身の囚人が壊血病や肺炎などの病気に罹り易かったと強調している。⁽⁶¹⁾囚人のJ・リングードは、プリンス・ジョージ号での航海中に壊血病に罹り、つま先から臀部にかけて黒色に変色し、シドニー到着時に約百名の囚人と共に病院に運び込まれた。このリングードは、人があちこちで死んだと回想している。⁽⁶²⁾

更に、監督医が囚人船上での囚人への身体刑に反対したとはいえ、囚人船での囚人の処罰が廃止された訳でもなかった。足かせを用いることは鞭打ちに代わる有効な処罰とみなされたし、女囚に木製の首かせを科したり、女囚の髪を剃ることは、実用的な刑罰とされた。⁽⁶³⁾

女囚船の場合には、役人による性暴力も女囚の状態を表現していたことにも止目する必要がある。ビッグは監督医や船長が性暴力を黙認したことを認めている。また囚人のJ・スレイターも、夫を追って流刑になった女性が航海中に飲酒や性交によって人格を失ってしまったと述べている。⁽⁶⁴⁾

(54) Loveless, G. (1837), p. 11.

(55) Bigge, J. T. (1822), pp. 2, 5.

(56) Bigge, J. T. (1822), p. 2.

(57) Arch. NSW, Reel 906, 4/4018, pp. 521-2; Loveless, G. et al. (1838), p. 4.

(58) Bigge, J. T. (1822), pp. 5, 10.

(59) Loveless, G. (1837), p. 21; Loveless, G. et al. (1838), p. 5. 他のトルパドル殉教者J・ブライン、J・ラプレス、T・スタンフィールドの個票として、Arch. NSW, Reel 906, 4/4018, pp. 497-8, 511-2, 521-2も参照。

(60) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 28-9.

(61) Bigge, J. T. (1822), p. 9.

(62) Lingard, J. (1846), pp. 20-3; 1837年の囚人登録簿Butlin, N. G. & Cromwell, C. W. & Suthern, K. L. (1987), p. 361でも、リングードが病院にいた事実が確認しうる。

(63) Bigge, J. T. (1822), pp. 3, 12.

(64) Bigge, J. T. (1822), p. 3; Slater, J. (1819), pp. 10-1.

囚人船が航海中に難破することもあった。その場合にも、囚人はより劣悪な状態におかれていたように思われる。囚人のG・ラブレスは、1835年にヴァン・ディーメンズ・ランド近海で座礁したジョージ3世号の例を挙げている。船が座礁するとすぐに、囚人は船倉に閉じ込められ、ハッチが閉じられたのである。囚人は溺死を恐れてハッチを押し開け、梯子を登ろうとしたが、兵士が上から多数の囚人を銃殺したという。⁽⁶⁵⁾ビッグは、このような場合、最も価値のない命をもつ囚人が最も大きい危険を受けるべきであると述べており、輸送中の囚人のおかれた状態を如実に表現している。⁽⁶⁶⁾

以上の考察から、監督医が囚人の健康を管理するようになったとはいえ、囚人船での囚人の状態は生命を維持する、ぎりぎりの最低限度のものであり続けたといえよう。むろん囚人は、植民地到着時に行われた点呼の際に、航海中の扱いについて不平を述べる機会を与えられていた。しかし、囚人船の船長が金を与えるという口約束をすることで囚人を黙らせたため、囚人船上での不正行為の多くは、英国政府に知らされないままにおかれ、また、改良されることもなかったのである。⁽⁶⁷⁾

第三章 植民地における囚人の状態

このような状況でかろうじて植民地に着いた囚人たちは、植民地でどのような状態に置かれていたのだろうか。この問題を考察するにあたって、囚人の状態が囚人が属した階級によって異なっていた点に留意する必要があるだろう。そこでまず、労働階級の囚人の状態について考察しよう。

囚人船が植民地に到着すると、植民地総督が運営していた植民地政府は、「労働能力」がある囚人を「選別」するために、囚人の職業調査や健康診断などからなる「囚人点呼」を実施した。⁽⁶⁸⁾労働階級の囚人を「熟練労働者」および「農民」と、「不熟練労働者」とに「選別」することによって、植民地政府は「熟練労働者」や「農民」の囚人をほぼ独占することが可能となり、残りの「不熟練労働者」の囚人を植民地の地主階級に割り当てた。⁽⁶⁹⁾囚人のJ・スレイターもG・ラブレスもこの事実を回想録に書き残している。⁽⁷⁰⁾

(65) Loveless, G. (1837), p. 21; Bateson, C. (1959), pp. 252-61. ヨーク生まれの囚人 Broxup, J. (1850), pp. 17-8 も生還者 T・バードから聞いた話としてジョージ3世号での囚人の状態を証言している。ブロックスアップは、1829年に盗品受領の有罪判決を受け、1830年にベルジャン号〔2〕でヴァン・ディーメンズ・ランドに送られた。Tas. Arch., CON 31/4.

(66) Bigge, J. T. (1822), p. 6.

(67) Bigge, J. T. (1822), p. 5.

(68) Bigge, J. T. (1822), pp. 13-4, 17.

(69) 「熟練労働者」の植民地地主への割り当ては総督による最大の「恩恵」と考えられた。Bigge, J. T. (1822), p. 19; Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 30.

(70) Slater, J. (1819), p. 7; Loveless, G. et al. (1838), p. 15.

植民地政府に「選別」された「熟練労働者」の囚人は、監督の監視下で作業する作業隊に配置され、主に都市建設の作業労働を強制された。それらの囚人労働は、ノルマを課された厳しいものであり、時には刑期を越えて強制された。それゆえ、落胆した囚人は、政府所有物の破壊や暴動などという「犯罪」に駆り立てられることも少なくなかった。⁽⁷¹⁾

一方「不熟練労働者」の囚人は、植民地の地主階級に割り当てられると、主に鋤で荒地を開拓する開墾労働に従事させられた。⁽⁷²⁾しかしながら、植民地農業経営上の重点が荒地開墾労働よりもむしろ農地耕作労働にむけられるようになると、植民地地主たちは主として英国諸都市の「不熟練労働者」であった囚人をしだいに農業労働に「不適」とみなすようになった。それゆえ、多くの地主が囚人を「農民」として使役するのを嫌がり、割り当てられた囚人を植民地政府に返すこともあった。⁽⁷³⁾地主に割り当てられた囚人のJ・レナードも、主人に職業を聞かれて、「農業については知りませんが、石工の仕事であれば少し知っています」と答えたところ、主人は、「農民が欲しいんだ」と激しく罵りながら、彼を植民地政府に返すぞと述べたし、⁽⁷⁴⁾スコットランドのグラスゴーで生まれ、1814年の流刑後ウィルソンという名の地主に割り当てられた牧笛職人J・マッケンジーも、「窃盗」を犯したという理由で70回の鞭打ちを受け、植民地政府へと返された。⁽⁷⁵⁾

植民地地主が「不熟練労働者」の囚人を政府に返却することによって、植民地政府の財政的負担、すなわち囚人扶養費は激増することとなった。なぜなら、一人の囚人を扶養するためには、最低でも年間約24ポンドもの経費が必要だったからである。そこで第5代植民地総督L・マクオリーは、囚人扶養費を削減するために、「不熟練労働者」の囚人に「仮出獄許可証」を与える方策を導入した。しかし、「仮出獄許可証」は、「不熟練労働者」の囚人にとって、植民地政府からもはや食糧を支給されないことを意味した。そうした囚人のなかには自らを養えずに餓死した例も少なからずあったようである。⁽⁷⁶⁾

(71) Bigge, J. T. (1822), pp. 27, 30, 43, 47, 49-50, 154; Loveless, G. et al. (1838), p. 15. なお、労働階級の囚人の中には、極少数であるが、植民地での抑圧に反抗し、義賊化した者もいた。義賊が残した回想としてCash, M. (1870) 参照。Pike, D. (1966), vol. 1, pp. 214-5.

(72) Loveless, G. et al. (1838), pp. 15-6.

(73) 「不熟練労働者」の囚人を「農民」に訓練するには、最低でも2～3年という時間がかかった。Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 30-1.

(74) J・レナードの父、M・レナードも石工だった。J・レナードはマンチェスターで靴下6足を盗んだ容疑でヴァン・ディーマンズ・ランドへの7年刑期の流刑判決を受けた。Leonard, J. (1987), p. 99; Tas. Arch., CON 31/28, 32/2.

(75) Mackenzie, J. (1825), p. 7; Arch. NSW, Reel 393, 4/4004. その後彼は、監督者の時計を「強奪」したとして500回の鞭打ちを受け、1817年のレディ・ネルソン号で「懲罰居留地」ニュー・キャッスルへと再移送された。Arch. NSW, 'A List of Prisoners to be sent to Newcastle Par Lady Nelson April 3rd 1817', Reel 6005, 4/3496, p. 106.

(76) Bigge, J. T. (1822), pp. 68, 75; Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 39. 「仮出獄許可証」を得た囚人は職に就いて自活する「自由」を与えられた。

一方女囚であるが、女囚が植民地に到着すると、地元の新聞に女囚募集の公告が出され、⁽⁷⁷⁾ 植民地地主が独身の女囚の割り当てを申し込んだ。地主に割り当てられた女囚には家政婦としての労働が待っていた。一方、地主が申し込まなかった女囚や、子連れ的女囚はパラマツタの女囚工場に送られた。彼女たちは羊毛紡績や毛布生産という労働を行った。しかしまた、性的奴隷になることを強制された女囚もいた。⁽⁷⁸⁾

それらの労働階級の囚人の生活も極めて劣悪であった。囚人は一週間に7ポンドの肉と8ポンドの小麦粉という食糧を与えられていた例があるが、量が少なかつただけではなく、質も悪く、労働に見合うものではなかった。囚人のG・ラブレスは、道路工夫隊に配置された囚人が食糧不足で死亡した例や、⁽⁷⁹⁾ 飢えをしのぐために猫まで食べざるをえなかった囚人の例を挙げている。

以上のように、労働階級の囚人は植民地での劣悪な生活条件の下で苛酷な奴隷労働を強制させられていたのである。一方、そうした労働階級の囚人と異なり、極少数の地主階級出身の囚人は、植民地到着後かなり早い時期に恩赦状を与えられて赦免された。⁽⁸⁰⁾ たとえば、囚人のE・イーガーはシドニー到着後わずか2年で「条件付恩赦状」を受け取っている。⁽⁸¹⁾ なぜ植民地政府はこれらの地主階級出身の囚人を優遇したのだろうか。この問いに答えるためには、植民地に存在した、囚人とは異なる階級に注目する必要がある。

ニュー・サウス・ウェールズ軍団に代表されるように、囚人監視任務を受けて植民地へと派遣された軍将校と役人たちは、初発から「エクスクルーシヴ」すなわち植民地における特権的の地主階級を形成していた。彼らの多くは、英国公金を利用して投機的に植民地への輸入物品を買い占め、それらを転売することで莫大な利益を獲得し、⁽⁸²⁾ 植民地の土地や治安判事職を独占していた。有名な

(77) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 31.

(78) Bigge, J. T. (1822), pp. 69, 70; Slater, J. (1819), p. 7. 女囚船の監督医や船長の推奨を受けたり、結婚した女囚には「仮出獄許可証」が与えられた。女囚船の役人と女囚との不正な性交が促進されたり、植民地到着時に女囚が自分の衣服で着飾ったのも、そうした「恩恵」があるためだった。Bigge, J. T. (1822), pp. 11, 15, 20.

(79) 囚人用の肉も骨が多く、小麦代わりのライ麦も、トウモロコシ粉が混ぜられ、ゾウ虫だらけで悪臭を放つものだった。Loveless, G. (1837), pp. 13-4; Atkinson, A. (1979), p. 39 参照。もちろん Bigge, J. T. (1822), pp. 74-5 は囚人が「賃金」を受け取っていたと記述したが、植民地でもトラック・システムが一般的であり、囚人はこうした現物で「賃金」を受け取っていた。

(80) 地主階級の囚人は植民地に到着すると「仮出獄許可証」をも受け取った。Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 39, 40; Buckley, K. & Wheelwright, T. (1988), p. 51. 囚人に与えられた恩赦状は、残りの刑期を植民地で暮らすという「条件付恩赦状」と、「完全恩赦状」の2種類だった。Bigge, J. T. (1822), pp. 120, 131; Clark, C. M. H. (1962), p. 125.

(81) Arch. NSW, Register of Conditional Pardons, COD 18. 一方、労働階級の囚人J・スレイターは1822年に「条件付恩赦状」を嘆願したが、1837年の囚人登録簿 Butlin, N. G. & Cromwell, C. W. & Suthern, K. L. (1987), p. 557 によると「仮出獄許可証」しか与えられていない。Arch. NSW, Colonial Secretary, In Letters for 1822, Reel 1069, 4/1828.

「エクスクルーシヴ」であり、植民地のラム酒取引を独占していた J・マッカーサーも、ラム酒貿易を廃止しようとした第 4 代植民地総督 W・ブライを監禁するほどの権力を保持していた。⁽⁸³⁾

そうした特権的大地主階級による公金横領を防ぐために、先述の植民地総督 L・マクオリーは地主階級出身の囚人を優遇する政策を実施したのである。マクオリー総督は、「エクスクルーシヴ」による植民地貿易独占という弊害を除去するために、地主階級出身の囚人を優遇し、治安判事に任命した。⁽⁸⁴⁾ これら地主階級出身の囚人は、植民地においても地主化し、「エマンシピスト」と呼ばれて優遇された。

しかし、こうしたマクオリー総督の政策に対し英国政府は強く反発した。⁽⁸⁶⁾ なぜなら、もし流刑になった囚人が植民地で地主になれるのであれば、流刑という刑罰がもつ犯罪抑止効果が奪われるからであった。

本国の植民地担当国務大臣であったバサースト卿も、植民地が犯罪の処罰の場になっていない、という疑念を抱いている一人であった。⁽⁸⁷⁾ そうした疑念を払拭し、植民地が発展すべき方向を見定めるためには、植民地の実態を知る必要があった。そのために、バサースト卿が調査官として任命したのが、J・T・ビッグであった。

ビッグは、1819年から1821年まで植民地の実態を調査した上で、まず、「エマンシピスト」優遇政策を廃止し、「エクスクルーシヴ」を植民地地主とすべきであると主張した。ビッグは、元囚人を「社会」に入れるマクオリー総督の政策が「自由な階級」に対する暴力行為に当たるとして⁽⁸⁸⁾ いる。

一方、労働階級の囚人の処遇についてビッグは「熟練労働者」の囚人を多額の官費を払って政府の用途に充てることを批判した。⁽⁸⁹⁾ 植民地政府が牧羊経験をもつ「従順な囚人」を農家に配属することができれば、牧羊業から多額の国益を挙げることができようとする S・マースデン牧師の意見を⁽⁹⁰⁾ 受けて、ビッグは植民地政府の囚人扶養費を削減し、本国への輸出商品を生産するために、囚

(82) Bigge, J. T. (1822), p. 148; Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 40; Crowley, F. K. (1974), pp. 15-6, 68.

(83) Crowley, F. K. (1974), pp. 36-7, 40-3.

(84) Eden, G. (1812), pp. 4-5.

(85) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 41-2. 元囚人の「エマンシピスト」を治安判事にすることに
対し、「エクスクルーシヴ」は激しく抵抗した。Crowley, F. K. (1974), pp. 72, 77.

(86) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 42.

(87) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 44.

(88) Bigge, J. T. (1822), pp. 147-8. なお先述の地主階級の囚人 E・イーガーは、「エマンシピスト」優
遇政策を伴う流刑制度の存続を要求し、英国内務大臣 R・ピールに宛てた書簡を1824年にロンドンで
出版したが、植民地へと戻ることにはなかった。Eagar, E. (1824).

(89) Bigge, J. T. (1822), p. 154.

(90) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 45-6.

人を牧羊業に従事させようとした⁽⁹¹⁾。

しかし、そうした囚人労働力の利用法よりも、むしろ英国政府は、植民地がもはや囚人の処罰の場ではない、という噂の方を過剰に恐れていた。事実、英国では1819年頃から、植民地での囚人の状態が本国労働者の状態よりも良いとする幻想が流布したため、多くの人々が流刑という処罰を過小評価していた。それは、植民地が本国から1万6千マイルも離れていたためでもあった。それゆえ、英国政府は、流刑が本国での犯罪を抑止しなくなることを恐れて、流刑が処罰ではなく恩恵であるという誤った観念を払拭しようとした。一方植民地副総督 G・アーサーは、本国に小冊子を送付することで、植民地での囚人処罰の実態を知らせようとしている⁽⁹⁴⁾。

こうして、英国政府は1824年、当時の英国内務大臣 R・ピールの方針に基づき、流刑をより厳格な処罰にするために、新しい囚人制度を導入したのである。すなわち、「熟練労働者」の囚人を「自由移民」の入植地域に残す一方で、囚人扶養費増加の原因であった「不熟練労働者」の囚人をノーフォーク島などの「懲罰居留地」へ再移送するという制度である⁽⁹⁵⁾。

フレンド教会のバックハウスとウォーカーが植民地を1832年に訪れた際、本国での想像とは異なり、流刑が処罰であることを知って驚愕したが、本国で流布し続けた植民地観と、植民地での囚人処罰の実態との相違は、拡大する一方であった⁽⁹⁶⁾。囚人の G・ラブレスも、植民地が、本国で惑わされた人々が想像するような「エデンの園」でなかったことを強調している⁽⁹⁷⁾。

こうして、新しい囚人制度の下で、主に労働階級の囚人に対する植民地での囚人処罰が一方的に強化されることとなったが、第8代植民地総督 R・パークが1834年に、植民地での過度の処罰が囚人の「矯正」と矛盾すると指摘したように、それは囚人の「道徳的矯正」というもう一方の新たな処罰原理をも犠牲にすることを意味した⁽⁹⁸⁾。事実、新囚人制度において、労働階級出身の囚人に対す

(91) Bigge, J. T. (1822), p. 161. しかしながら、労働階級の囚人のうちでビッグが重視した牧羊経験者の囚人は極めて少なかった。1837年から1838年にかけて流刑の実態を調査した王立委員長 W・モールズワースは、植民地が過度の労働力不足であり、羊の大部分が世話不足で死亡したと報告している。Molesworth, W. (1838), p. 37.

(92) そういう幻想の一例として、Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 48-9 を見よ。

(93) Molesworth, W. (1838), p. 20.

(94) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 50, 68.

(95) *Parliamentary Debates*, New Series, 4 June 1824, vol. xi, cols. 1091-3. 「懲罰居留地」は1824年以前から存在しており、ノーフォーク島（1788年創設、1824年再創設）が最も古く、ニュー・サウス・ウェールズにはニュー・キャッスル（別名コール・リヴァー、1804年創設）、ポート・マクオリー（1821年創設）、モレトン・ベイ（1822年創設）があり、ヴァン・ディーメンズ・ランドにはマクオリー・ハーバー（1821年創設）、ポート・アーサー（1830年創設）があった。いずれの「懲罰居留地」も「自由移民」入植地域から極めて離れていた。Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 52-3. 「懲罰居留地」について、Hughes, R. (1987), pp. 368-484 参照。

(96) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 68.

(97) Loveless, G. (1837), p. 26.

る処罰は「矯正」を不可能にするほど厳格なものになったのである。⁽⁹⁹⁾

まず、囚人扶養費を削減するために旧囚人制度下で乱発された「仮出獄許可証」に対する規制が強められた。それ以後、囚人が「仮出獄許可証」を得るためには、最低でも7年刑期で4年、14年刑期で6年、終身刑で8年もの時間を植民地で過ごす必要があるとされた。⁽¹⁰⁰⁾しかも、囚人G・ラブレスが指摘したように、その時期が来ても「仮出獄許可証」を得られなかった例もある。囚人W・オズボーンは、「仮出獄許可証」を得る直前に、鳥小屋を壊した罪で処罰されたが、それは「仮出獄許可証」によって彼を失いたくないとする主人の作為によるものであった。⁽¹⁰¹⁾

囚人に対する処罰もより強化された。むろん囚人を処罰しうるのは治安判事のみであり、その治安判事が囚人に科すことのできる鞭打ち回数も50回に制限されていた。⁽¹⁰²⁾しかし、囚人に対する50回の鞭打ちは軍隊での百回の鞭打ちに相当するものであった。例えば、50回の鞭打ちを受けた囚人F・ヘイズの背中は一ひどく切り裂けたという。⁽¹⁰³⁾また、本国政府が鎖の使用を限定するように勧告したとはいえ、鉄の鎖で繋がれて道路建設などの重労働を強制された鎖繫作業隊での処罰は増える一方であった。⁽¹⁰⁴⁾

そうした苛酷な囚人処罰の実態をとりわけ明瞭に示すのは、「懲罰居留地」での囚人の処遇であろう。事実、「懲罰居留地」での囚人労働は囚人の「矯正」よりも処罰を重視するものであった。⁽¹⁰⁵⁾囚人J・スレイターの証言によると、ニュー・キャッスルで強制された炭鉱や石灰窯での労働は、厳格な監視下に置かれていたし、⁽¹⁰⁶⁾先述の囚人J・マッケンジーもニュー・キャッスルで強制された鎖繫労働によって熱病に罹り、⁽¹⁰⁷⁾瀕死状態を体験している。

この「懲罰居留地」での苛酷な囚人労働の結果、囚人扶養費増加の原因であった「不熟練労働者」の囚人の多くは衰弱して死んでいった。囚人J・プラットは、ノーフォーク島に送られた囚人が慢性的な結膜炎や手足の潰瘍などのあらゆる病気で衰弱していたと述べている。⁽¹⁰⁸⁾また、ノーフォ

(98) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 51.

(99) McIntyre, S. (1985), pp. 5-6 は、ピールが導入した新囚人制度が囚人の「劣等処遇」という原則に基づいていたと述べている。

(100) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 53.

(101) Loveless, G. (1837), p. 24. もちろん地主に疎略に扱われた囚人は法廷で主人の苦情を述べる機会を与えられていたが、法廷は大部分が囚人の主人である治安判事で構成されていたので、事実上無意味であった。Molesworth, W. (1838), p. 10.

(102) Bigge, J. T. (1822), p. 75; Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 57.

(103) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 58-60.

(104) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 56, 61-2; Loveless, G. et al. (1838), p. 16.

(105) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 55.

(106) Slater, J. (1819), pp. 8-9.

(107) Mackenzie, J. (1825), pp. 7-8.

(108) Platt, J. (1862), p. 8; Arch. NSW, Reel 906, 4/4019.

ーク島で T・シャープ牧師が目撃したように、作業中に土砂で埋まって死亡する囚人もいた。⁽¹⁰⁹⁾

また、「懲罰居留地」では刑期軽減によってそこから逃れるいかなる望みも絶たれていたため、⁽¹¹⁰⁾多くの囚人は絶望して自ら死を選んだようでもある。囚人 G・ラブレスによれば、仲間の囚人を斧で殺して絞首刑になった囚人もいた。⁽¹¹¹⁾また、「懲罰居留地」で頻繁に生じた囚人反乱も死を選ぶためであった。カトリック司祭の W・アラソーンは、ノーフォーク島の反乱囚人に死刑を告げた時の状況を次のように述べている。

「私が死すべき人の名前を告げると、彼らは次から次に膝をつき、この恐ろしい場所から救い出されたことを神に感謝した。……それは私が目撃したうちで最も恐ろしい光景であった。……死刑を宣告された人は喜んでいようであった」。⁽¹¹²⁾

囚人がそのような苛酷な処罰から逃れることは殆ど不可能であった。そのことを証明するためには、植民地政府が逃亡囚人に 2 ポンドもの懸賞金を懸けたことを想起するだけで充分であろう。事実、逃亡囚人グリーンウッドは、逃亡罪で百回の鞭打ちを受けたのみならず、ナイフで抵抗したために死刑を科された。⁽¹¹³⁾また、囚人 J・プラットも一週間に 21 人もの逃亡囚人の処刑を目撃している。⁽¹¹⁴⁾

囚人が植民地で本国よりも良い生活を享受しうる、という幻想が本国での流刑の犯罪抑止効果を奪ったことは、紛れも無い事実であった。しかし、植民地が処罰の場にならないことを恐れた英国政府は、新囚人制度の下で囚人に対する処罰を強化し、「不熟練労働者」の囚人を「自由移民」入植地域から「懲罰居留地」へと再移送したのであり、そのことによって、植民地での囚人の状態が新囚人制度の下でより苛酷になった。以上の考察から、植民地は J・B・ハーストや S・ニコラスが主張するような「自由社会」ではなかったことが明らかとなろう。⁽¹¹⁵⁾

お わ り に

本稿での分析結果をまとめておこう。

①これまでの研究では、流刑囚人の起源を「反体制的運動家」と捉えるか、それとも「職業的犯

(109) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 54.

(110) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 54.

(111) Loveless, G. (1837), p. 22.

(112) Molesworth, W. (1838), p. 17.

(113) Loveless, G. (1837), pp. 21-2, 23.

(114) Platt, J. (1862), p. 5.

(115) 囚人 Delaforce, W. (1900), pp. 26-8 が回想した先住民族アボリジニの抵抗と処刑も植民地が「自由社会」でなかったことを如実に示している。Arch. NSW, Reel 906, 4/4019, pp. 113-4; Butlin, N. G. & Cromwell, C. W. & Suthern, K. L. (1987), p. 168.

罪集団」と捉えるかという問題設定がなされてきたが、囚人の起源の考察にあたっては、こうした流刑囚人観の対立的把握よりも、むしろ極少数の地主階級の囚人と大多数の労働階級の囚人という社会的出自の差異を重視すべきである。

②囚人船上で監督医が囚人の健康を管理した結果、たしかに初期の囚人船でみられた囚人の大量死は減少し、囚人輸送数は増加した。しかしながら、こうした囚人の健康管理は、植民地に生産的な労働力を大量に導入するという経済的観点のみに基づいており、囚人船での囚人の状態が良かったことを意味しなかった。むしろ、囚人船での囚人の状態は、生命を維持する最低限度のものであり続け、改善されることはなかったのである。

③植民地でも、たしかに地主階級出身の囚人は、少なくともマクオリー総督の統治下で、一時的に優遇されていた。その意味で、地主階級出身の囚人に関する限り、植民地が「自由社会」的側面を持ったことは否定しえない。しかし、地主階級出身の囚人は流刑囚人全体の極少数であった。流刑囚人の大多数を占めた労働階級出身の囚人は、初発から植民地における奴隷労働へと充用され⁽¹¹⁶⁾、1824年以降実施された新囚人制度の下で苛酷な処罰の犠牲となったのであり、労働階級出身の囚人からみると、植民地は初発から「流刑地」であり続けたのである。オーストラリア植民地社会の分析において、植民地を「流刑地」と捉えるか、それとも「自由社会」と捉えるかという植民地観の対立よりも、むしろ植民地の階級構造を分析する必要がある所以である。

最後に、英国政府がなぜ1824年以降の「自由主義的改革期」に流刑囚人に対する処罰を強化したのかという問題を考察して、本稿での分析を終えることにしよう。

J・ベンサム⁽¹¹⁷⁾の功利主義哲学を理論的基礎とする英国自由主義運動は、J・S・ミルら哲学的急進派の活動によって1820年以降特に高揚した。英国政府も、この自由主義運動と外見的対立を含みつつ融合し、労働社会政策上の重点を奴隷労働よりも「自由意志」に基づく「契約」労働の方へとむけつつあった。英国政府は、1820年代中葉以降、J・R・マルサスの影響で本国の過剰人口を「社会問題」とみなし始め、囚人移民よりもむしろオーストラリア植民地への「自由移民」の導入によって、救貧法の財政的負担を軽減し、本国労働者の賃金を上昇させようとしていた⁽¹¹⁷⁾のである。オーストラリア植民地でも、慢性的な労働力不足を解消するために、「自由移民」の導入が1827年に検討された⁽¹¹⁸⁾。

こうした経緯を踏まえて、英国政府は、植民地の土地を1エーカー当たり最低5シリングで売却し、その収益で「自由移民」を誘致するというリポン規則を1831年に採択した⁽¹¹⁹⁾。しかし、「自由移

(116) 植民地への囚人労働の充用は英国資本主義創出時から行われていた。注目すべき研究として、Oldham, W. (1990); Ekirch, A. R. (1987) を見よ。

(117) Gordon, B. (1979), pp. 69-72.

(118) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), p. 55.

(119) Gordon, B. (1979), p. 77; Crowley, F. K. (1974), p. 88.

民」は、「安価」な囚人労働力の供給による賃金の下落や、流刑による植民地での「道徳的墮落」を恐れ、オーストラリア植民地へなかなか入植しようとしなかった。⁽¹²⁰⁾

既に英国政府が、1824年以降新囚人制度を導入し、「不熟練労働者」の囚人を「自由移民」入植地域から「懲罰居留地」へと再移送したのも、「自由移民」を植民地へ導入しやすくするためであったが、一方、新囚人制度下の苛酷な囚人処罰に絶望した流刑囚人たちは、植民地で「道徳的」に「墮落」し始めていた。植民地治安判事 A・スレイドが懸念した囚人の「酩酊」や「男色」も、植民地の苛酷な囚人処罰の結果であったし、⁽¹²¹⁾ 植民地長老派教会牧師 J・D・ラングも、植民地カトリック司祭 W・アラソーンも、囚人との「接触」で植民地生まれの子供が「飲酒」や「窃盗」という「道徳的悪影響」を示すようになるのを恐れていた。⁽¹²²⁾

それゆえ、植民地への囚人移送に対する反対運動が高揚することとなった。ダブリン大司教 R・ウェイトリは1830年代に、囚人の「道徳的矯正」よりも処罰を重視する流刑が、⁽¹²³⁾ 奴隷制と同じく囚人を「道徳的」に「墮落」させたとして、流刑全廃を主張し、囚人を本国の監獄へ閉じ込めた方が流刑よりも「経済的」であるとする J・ベンサム⁽¹²⁴⁾の主張も注目を集め始めていた。

そこで英国政府は、植民地への囚人移送の廃棄を検討するために、ベンサムとウェークフィールドの影響を受けた議会内急進派 W・モールズワースを王立委員長とする流刑調査委員会を1837年に設立した。モールズワースは、流刑が囚人の「道徳的矯正」にも本国での「犯罪抑止」にもならず、「非経済的」であるとして、流刑全廃を主張した。しかしながら、流刑制度の変更・存続を求めた第2次メルバン内閣内務大臣 J・ラッセル卿の反対によって、流刑制度は廃棄されなかった。

もちろん1840年以降ニュー・サウス・ウェールズの「自由移民」入植地域への囚人移送は違法となり、ニュー・サウス・ウェールズ植民地地主への囚人割り当ても1841年に廃止されていた。しかし、ニュー・サウス・ウェールズの他地域への囚人移送は1849年、ヴァン・ディーメンズ・ランドへの囚人移送は1853年、ノーフォーク島への囚人移送は1856年、ウェスタン・オーストラリアへの囚人移送は1868年まで続けられ、囚人移送政策は依然として英国司法の重要な構成要素であり続けたのである。⁽¹²⁵⁾

(経済学研究科博士課程)

(120) Burgmann, V. & Lee, J. (1988), p. 70.

(121) 囚人の「男色」は植民地での性比不均衡の結果でもあった。Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 65-6.

(122) Evans, L. & Nicholls, P. (1984), pp. 66-7.

(123) Molesworth, W. (1838), pp. 50-2; Whately, R. (1832), pp. 5-7; Whately, R. (1834), p. 42.

(124) Gatrell, V. A. C. & Lenman, B. & Parker, G. (1980), pp. 156-7, 175. ベンサムの見解について、Bentham, J. (1843) 参照。

(125) Ritchie, J. (1976), pp. 151-3, 158, 163.

Bibliography

Primary Sources (*印は流刑囚人の回想録であることを示す。)

- Barrington, G. *(1795), *A Voyage to New South Wales; with a Description of the Country; the Manners, Customs, Religion, & c. of the Natives in the Vicinity of Botany Bay*, London: T. Walker.
- Id. *(1800), *A Sequel to Barrington's Voyage to New South Wales...*, London: C. Lowdes.
- Bentham, J. (1843), 'Panopticon versus New South Wales: Two Letters to Lord Pelham', *The Works of Jeremy Bentham*, (ed. by Bowring, J.), IV, Edinburgh: William Tait.
- Bigge, J. T. (1822), *Report of the Commissioner of Inquiry into the State of the Colony of New South Wales*, P. P., XX, C448 [IUP, *Australia*, 1] .
- Broxup, J. *(1850), *Life of John Broxup, Late Convict, at Van Dieman's Land*, Wetherby, England: Author.
- Cash, M. *(1870), *The Adventures of Martin Cash*, (ed. by Burke, J. L.), Hobert Town: Mercury Steam Press Office.
- Connor, J. *(1845), *The Recollections of James Connor, a Returned Convict; Containing an Account of His Sufferings in, and Ultimate Escape from New South Wales*, (transcribed by Y. Le Cupar Fife), Scotland: Fife Herald Office.
- Cozen, C. *(1848), *Adventures of a Guardsman*, London: Richard Bentley.
- Delaforce, W. *(1900), *The Life and Experiences of an Ex-Convict in Port Macquarie by "Woomera"*, Port Macquarie, N. S. W. : "The Port Macquarie News" Office.
- Derricout, W. *(1899), *Old Convict Days*, (ed. by Becke, L.), London: T. Fisher Unwin.
- Dunhill, S. *(1834), *The Life of Snowden Dunhill, Written by Himself*, Howden, England: W. F. Platt.
- Eagar, E. (1824), *Letter to the Rt. Hon. Robert Peel, M. P. Secretary of State for the Home Department, on the Advantages of the Punishment and Reform of Offenders...*, London: Shackell & Arrowsmith.
- Eden, G. (1812), *Report from the Sselect Committee on Transportation*, P. P., C341 [IUP, *CP Transportation*, 1].
- Frost, J. *(1856), *The Horrors of Convict Life: Two Lectures by John Frost*, London: Holyoake & Co.
- Gates, W. *(1850), *Recollections of Life in Van Dieman's Land*, Lockport: D. S. Crandall.
- Holt, J. *(1988), *A Rum Story: The Adventures of Joseph Holt; Thirteen Years in New South Wales (1800-12)*, (ed. by O'Shaughnessy, P.), Kenthurst, N.S.W. : Kangaroo Press.
- King, C. A. *(1850), *Life of Charles Adolphus King, Who, Having Broken His Country's Laws, Was Transported for Fourteen Years, to New South Wales...*, Bringley, England: John Harrison & Son.
- Knatchbull, J. *(1963), 'Life of John Knatchbull Written by Himself 23rd January-13th February 1844 in Darlinghurst Gaol', *John Knatchbull from Quarterdeck to Gallows*, (by Colin Roderick), Sydney: Angus & Robertson.
- Leonard, J. *(1987), *John Leonard's Narrative*, Woden, ACT: Popinjay Press.
- Lingard, J. *(1846), *A Narrative of the Journey to and from New South Wales, Including a Seven Years's Residence in That Country*, Chapel-en-le-Frith, England: J. Taylor.
- Loveless, G. *(1837), *The Victims of Whiggery, Being a Statement of the Persecutions Experienced by Dorchester Labourers...*, London: Central Dorchester Committee.
- Loveless, G. et al. *(1838), *A Narrative of the Sufferings of Jas. Loveless, Jas. Brine, and Thomas & John Standfield, Four of the Dorchester Labourers...*, London: Cleave, Hetherington, Watson.
- Mackenzie, J. *(1825), *The Life and Adventures of James Mackenzie, a Native of Glasgow...*, Glasgow: John Muir.

- Mellish, -. *(1825), 'A Convict's Recollections of New South Wales. Written by Himself', *London Magazine*, May.
- Molesworth, W. (1838), *Report from the Select Committee of the House of Commons on Transportation; together with a Letter from the Archbishop of Dublin on the same subject: and Notes*, London: Henry Hooper.
- Mortlock, J. F. *(1965), *Experiences of a Convict, Transported for Twenty-One Years: An Autobiographical Memoir; By an Ex-Military Officer*, Sydney: Sydney University Press.
- Parliamentary Debates from the Year 1803 to the Present Times*, New Series, 4 June 1824, vol. xi, cols. 1091-3.
- Platt, J. *(1862), *The Horrors of Transportation as Related by Joseph Platt...*, London: Author.
- Prieur, F. X. *(1949), *Notes of a Convict of 1838*, (tr. by Mackaness, G.), Sydney: D. S. Ford.
- Reilley, B. *(n.d.), *A True History of Bernard Reilley, a Returned Convict...*, Ballinamore, England: J. Conolly.
- Slater, J. *(1819), *A Description of Sydney, Parramatta, Newcastle, etc.; Settlements in New South Wales...*, Bridlesmith-Gate: Sutton & Son.
- Solomons, I. *(n.d.), *The Life and Adventures of Issac Solomons...*, London: The Universal Pamphleteer.
- Id. *(n.d.), *The Life and Exploits of Ikey Solomons...*, London: Edward Duncom Be.
- Vaux, J. H. *(1819), *Memoirs of James Hardy Vaux*, London: W. Clowes.
- Whately, R. (1832), *Thoughts on Secondary Punishments in a Letter to Earl Grey*, London: B. Fellowes.
- Id. (1834), *Remarks on Transportation, and on a Recent Defence of the System; in a Second Letter to Earl Grey*, London: B. Fellowes.

Secondary Sources

- Atkinson, A. (1979), 'Four Patterns of Convict Protest', *Labour History*, 37, 28-51.
- Bateson, C. (1959), *The Convict Ships 1787-1868*, Sydney: Library of Australian History.
- Blainey, G. (1982), *The Tyranny of Distance: How Distance Shaped Australia's History*, Melbourne: Sun Books. 長坂寿久・小林宏訳『距離の暴虐』サイマル出版会, 1980年。
- Buckley, K. & Wheelwright, T. (eds.)(1988), *No Paradise for Workers: Capitalism and the Common People in Australia 1788-1914*, Melbourne: Oxford University Press.
- Burgmann, V. & Lee, J. (eds.)(1988), *A Most Valuable Acquisition: A People's History of Australia since 1788*, Ringwood: Penguin.
- Butlin, N. G. (1985), 'White Human Capital in Australia, 1788-1850', *Australian National University Working Paper in Economic History*, 32, 1-37.
- Butlin, N. G. & Cromwell, C. W. & Suthern, K. L. (eds.)(1987), *General Return of Convicts in New South Wales 1837*, Sydney: ABGR.
- Clark, C. M. H. (1956), 'The Origins of the Convicts Transported to Eastern Australia, 1787-1852', *Historical Studies*, 7, 121-35, 314-27.
- Id. (1962), *A History of Australia I: From the Earliest Times to the Age of Macquarie*, Melbourne: Melbourne University Press.
- Id. (1986), *A Short History of Australia*, Ringwood: Penguin. 竹下美保子訳『オーストラリアの歴史』サイマル出版会, 1978年。
- Conlon, A. (1969), "'Mine is a Sad yet True Story": Convict Narratives 1818-1850', *Journal of the Royal Australian Historical Society*, 55, 43-82.

- Crowley, F. K. (ed.)(1974), *A New History of Australia*, Melbourne: Heinemann.
- Ekirch, A. R. (1987), *Bound for America: The Transportation of British Convicts to the Colonies 1718-1775*, New York: Oxford University Press.
- Evans, L. & Nicholls, P. (1984), *Convicts and Colonial Society 1788-1868*, South Melbourne: Macmillan.
- Gatrell, V. A. C. & Lenman, B. & Parker, G. (eds.)(1980), *Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London: Europa Publications Ltd.
- Gordon, B. (1979), *Economic Doctrine and Tory Liberalism 1824-1830*, London: Macmillan.
- Hammond, J. L. & B. (1978), *The Village Labourer*, New York: Longmann.
- Hirst, J. B. (1983), *Convict Society and its Enemies: A History of Early New South Wales*, Sydney: Allen & Unwin.
- Hobsbawm, E. J. (1964), *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, London: Weidenfeld & Nicolson. 鈴木幹久・永井義雄訳『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房, 1968年。
- Hughes, R. (1987), *The Fatal Shore: A History of the Transportation of Convicts to Australia, 1787-1868*, London: Collins Harvill.
- Jupp, J. (ed.)(1988), *The Australian People: An Encyclopedia of the Nation, its People and their Origins*, North Ryde: Angus & Robertson.
- McIntyre, S. (1985), *Winners and Losers: The Pursuit of Social Justice in Australian History*, Sydney: Allen & Unwin.
- Neal, D. (1991), *The Rule of Law in a Penal Colony: Law and Power in Early New South Wales*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Nicholas, S. (ed.)(1988), *Convict Workers: Reinterpreting Australia's Past*, Sydney: Cambridge University Press.
- Oldham, W. (1990), *Britain's Convicts to the Colonies*, (ed. by Oldham, W. H.), Sydney: Library of Australian History.
- Philips, D. (1977), *Crime and Authority in Victorian England: The Black Country 1835-60*, London: Croom Helm.
- Pike, D. (ed.)(1966), *Australian Dictionary of Biography*, vol. 1-2, Melbourne: Melbourne University Press.
- Ritchie, J. (1976), "'Towards Ending an Unclean Thing": The Molesworth Committee and the Abolition of Transportation to New South Wales, 1837-1840', *Historical Studies*, 17, 144-164.
- Robson, L. L. (1965), *The Convict Settlers of Australia: An Enquiry into the Origin and Character of the Convicts Transported to New South Wales and Van Diemen's Land 1787-1852*, Melbourne: Melbourne University Press.
- Rudé, G. (1978), *Protest and Punishment: The Story of the Social and Political Protesters Transported to Australia, 1788-1868*, Oxford: Oxford University Press.
- Id. (1985), *Criminal and Victim: Crime and Society in Early Nineteenth-Century England*, Oxford: Oxford University Press.
- Sainty, M. R. & Johnson, K. A. (eds.)(1980), *Census of New South Wales November 1828*, Sydney: Library of Australian History.
- Shaw, A. G. L. (1966), *Convicts and the Colonies: A Study of Penal Transportation from Great Britain and Ireland to Australia and Other Parts of the British Empire*, London: Faber.
- Sturma, M. (1978), 'Eye of the Beholder : The Stereotype of Women Convicts. 1788-1852', *Labour History*, 34, 3-10.
- Thompson, E. P. (1963), *The Making of the English Working Class*, London: Penguin.

- Id. (1971), 'The Moral Economy and the English Crowd in the Eighteenth Century', *Past and Present*, 50, 76-136.
- Thompson, E. P. & Yeo, E. (1971), *The Unknown Mayhew: Selections from the Morning Chronicle 1849-50*, London: Merlin Press.
- Walsh, K. & Hooton, J. (1993), *Australian Autobiographic Narratives; An Annotated Bibliography, vol. 1: To 1850*, Canberra: Australian Scholarly Editions Centre, University College, ADFA and National Library of Australia.
- 栗田和典 (1990) 「18世紀イギリス史の新展開——犯罪の社会史覚書き——」『史学雑誌』99編9号, 62-79頁。
- 原 剛 (1997) 「コンヴィクト論争と英国犯罪史研究の背景」『社会経済史学』62巻6号, 84-103頁。
- 矢野 久 (1989) 「〈歴史犯罪学〉の成果と展望 (上・下) —— 西欧における犯罪の社会史研究を中心に ——」『三田学会雑誌』82巻2号, 40-56頁。82巻3号, 144-62頁。